

議案第130号

鹿児島県動物愛護センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定
の件

鹿児島県動物愛護センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように
制定する。

令和7年11月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県動物愛護センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県動物愛護センターの設置及び管理に関する条例（平成25年鹿児島県条例第54号）の
一部を次のように改正する。

第5条第2項中「2,100円」を「3,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県動物愛護センターの設置及び管理に関する条例第5条第2項の規定は、
この条例の施行の日以後に申請がなされる犬又は猫の譲渡に係る手数料について適用し、同
日前に申請がなされた犬又は猫の譲渡に係る手数料については、なお従前の例による。

（提案理由）

犬及び猫の譲渡に係る手数料の額を改定するため、所要の改正をしようとするものである。